き・・ ダ

原判決を破棄する。 被告人を懲役三年に処する。

原審未決勾留日数中六〇日を右本刑に算入する。 但し、本裁判確定の日から五年間、右懲役刑の執行を猶予する。

原審並に当審訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理由

弁護人の控訴趣意二について、

所論によると、原判決は被害者Aの死因となつた急性心機能停止につき、それがBによる仲裁前の格斗の結果によるものか、その後の被告人の暴行によるものか明示しない違法があると主張する。よつて右所論に基づき原判決を仔細に検討してみると、原判決はBによる仲裁の前後に亘る被告人の暴行を継続した一連の行為と認め、右一連の暴行の結果、本件死因となつた傷害を発生したものと認定したことが明認できる。

「、要旨〉而して右の如く継続して多数の暴行が加えられた場合、被害者の死の結果がそのいずれの暴行によって発生しく/要旨〉たものであるかは、必ずしも判決にこれを明示することを要しないと解するから、原判決が本件死因となった暴行をBによる仲裁の前のものであるか、後のものであるかを明示しなかったといったという。所論の救急車中で死亡したと認定しているが、同人は既に、Bによる仲裁の結果、死亡していた疑があるから、原審では須らく、この点につき、で見にであると、その死亡時期を明らかにすべきであったのに、それをしなかの共連をあると主張するによると、原判決挙示の証人Cの原審びこまれる時にはないの検察官調書によると、彼害者Aは担架によって救急車にで死亡したものと推定の成業をしていたことが明らかであるから、その後救急車中で死亡したものと指定のが相当であり、記録を精査してもお記定を左右するに足る証拠は存られない。により、原判決には何等審理不尽の違法は認められない。論旨はいずれもその理由がない。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 渡辺好人 判事 目黒太郎 判事 深谷真也)